

令和3年(2021年)5月25日

(省略) 様

横須賀市監査委員 川瀬 富士子

同 丸山 邦彦

同 加藤 眞道

同 石山 満

横須賀市職員措置請求に係る監査結果について(通知)

地方自治法第242条第1項の規定に基づき令和3年3月31日付けで提出された横須賀市職員措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったのでその結果を次のとおり通知する。

第1 措置請求

1 請求人

(省略)

2 措置請求の内容(原文のまま。ただし、「A漁協」、「B社」、「C氏」は原文では実名で記載されている。)

横須賀市職員措置請求書

令和3年3月31日

横須賀市監査委員 各位

請求人（省略）

第1 請求の要旨

1 公有財産の窃取

(1) A漁協の佐島漁港芦名地区内の市有消波ブロックの窃取

佐島漁港芦名地区において、A漁協が、令和2年4月8日から同年9月28日の間に、横須賀市が設置していた多数のテトラポッド型消波ブロックを窃取した。（事実証明書1、2、3）。

これらの消波ブロックは、A漁協が横須賀市に占用許可を受けて設置した「漁礁兼消波堤」なるものの素材として用いられた。

したがって、公有財産が窃取されA漁協の私有財産に流用されたものと見なすべきであるため、横須賀市はA漁協に損害賠償させなければならない。

損害賠償額については、本来ならば当該消波ブロック設置工事の代金を基本とすべきであるが不明であるため、8825万1900円の代金を要した同じ漁港区域内の消波ブロック設置工事である令和元年度佐島漁港（芦名地区）芦名3号防波堤消波ブロック据付工事（契約第4311000198号）を参照し、同額と推定する。

横須賀市みなと振興部水産振興課は、A漁協に対し原状回復を求めた指導をしていると主張しているが、現在に至るまで10ヶ月もの期間を経ながら原状回復はなされておらず、指導後であるはずにもかかわらず当該区域にはA漁協の組合員（もしくは準組合員）であるB社が遅くとも令和2年9月28日には不法占用により浮棧橋設置をしている状況である。なお、同社代表取締役であるC氏はA漁協の顧問（もしくは相談役）も務めている人物である。こうした背景に鑑みれば、原状回復が為される見込みはないと判断すべきであり、横須賀市は市有財産を保全するためにA漁協に対し訴えの提起をし、強制的に原状回復させるか、損害賠償させるべきであるところ、これを怠った。

(2) A漁協の不正の行為

A漁協は、令和元年6月20日、神奈川県に神奈川県海面漁業調整規

則第45条に基づく岩礁破碎許可の申請をした。本申請に対して6月21日には令和元年7月1日から令和2年10月31日までの期間において漁港区域内における「漁礁兼消波堤設置工事实施に伴う使用船舶の必要作業水深の確保」を目的とした浚渫行為が許可された。A漁協は、この岩礁破碎許可申請に関連し三つの点で許可外の不正行為を行った。

第一に、遅くとも令和2年4月8日には既に作業水深の確保は為されており、「漁礁兼消波堤」なるものの設置作業は7割程度完了していたにもかかわらず、その後令和2年10月まで浚渫行為は続いた。つまり、申請目的外の岩礁破碎となる。

第二に、申請上では-3.5m及び-4.0mの水深まで浚渫するとの内容であったが、いずれの区域も-5.0m以上の浚渫行為が広範囲で行われたことも明らかとなっている。つまり、申請水深外の岩礁破碎となる。

第三に、申請書類に記載された浚渫範囲を越えて浚渫行為が為された。範囲外の浚渫は複数箇所にと見られる。つまり、申請範囲外の岩礁破碎となる。

今回とりわけ問題にしなければならないのは、第三の申請範囲外の岩礁破碎である。複数箇所にとる範囲外の浚渫行為のうちの一カ所が横須賀市が整備した芦名5号防波堤の周縁である。浚渫に先立って、設置されていた市有消波ブロックが撤去されたが、令和2年4月8日の航空写真（事実証明書3）には、まさに市有消波ブロックに手をかけている様子が映し出されている。そして、撤去した市有消波ブロックを着服し、A漁協が所有する「漁礁兼消波堤」なるものの素材として用いたことが市担当者及び複数の住民の証言により明らかとなっている。また、市有消波ブロックの窃取後に当該区域の浚渫も行われているため、実際には原状回復をするためには更に多量の消波ブロックの設置を要する状況となっている。

したがって、横須賀市がA漁協に請求すべき損害賠償金は、少なくとも1000万円は下らない。

なお、A漁協による他の不正の行為も確認されているが、本請求書では扱っていないことを申し添える。

(3) 横須賀市の不作為

市長は、漁港の維持管理に責任を持ち、その適正な利用を維持しなけ

ればならない（横須賀市漁港管理条例第2条、第3条参照）。

横須賀市は、A漁協が、従前より市有消波ブロックを窃取し、市有消波ブロックの下部を浚渫し、然る後にB社が当該区域に不法占用により浮棧橋を設置したことを認識していた。

にもかかわらず、無許可の市有消波ブロックの窃取や不法占用による浮棧橋設置について、これを中止させるとか、被害届を提出するとか、訴えの提起をして直ちに不法な行為を止め、強制的に原状回復させる等の適切な監督行為をせず、公益の営利団体であるA漁協私益団体による公有財産の窃取を放置してきた。

このような不作為は、漁港を適正に管理すべきとの市民からの信託を裏切るものであり、市に対して経済的にも不利益をもたらすものであるから、速やかに適正な管理を回復しなければならない。

(4)したがって、上記理由により、横須賀市長に対し、A漁協から少なくとも9825万1900円を徴収することを求める。

第2 請求人（省略）

以上の通り、地方自治法242条1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

以上

事実証明書

- 1 施設位置図
- 2 平成31年4月11日の衛星写真
- 3 令和2年4月8日の航空写真
- 4 令和3年1月19日の航空写真

第2 要件審査及び請求の受理

令和3年4月9日に要件審査を行い、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 横須賀市職員措置請求書（以下「請求書」という。）に記載されるA漁協により佐島漁港（以下「本件漁港」という。）芦名地区において窃取された消波ブロック（以下「本件消波ブロック」という。）が横須賀市（以下「市」という。）の公有財産である場合その管理を怠る事実があるか、また、公有財産を保全するためにA漁協に対し訴えの提起をし強制的に原状回復させるか、88,251,900円を損害賠償させることを怠っているかどうかについて（以下「第1請求」という。）
- (2) 請求書に記載される本件消波ブロックのうち芦名5号防波堤から撤去された消波ブロックが市の公有財産である場合その管理を怠る事実があるか、また、A漁協が本件漁港芦名地区において神奈川県から許可を受けた岩礁破碎について、申請範囲外の芦名5号防波堤の周縁で岩礁破碎及び浚渫を行ったことを要因とし、原状回復のためには当該岩礁破碎及び浚渫による分のさらに多量の消波ブロックが必要となるため、10,000,000円を損害賠償させることを怠っているかどうかについて（以下「第2請求」という。）

2 監査対象部

みなと振興部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

令和3年4月27日、地方自治法第242条第7項の規定に基づき請求人が陳述を行った。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 監査の方法

本件監査は、関係書類の調査、監査対象部に対する聞き取り調査、現地調査等を実施した。

5 監査委員の交代

本件監査途中において、令和3年5月13日付けで西郷宗範監査委員及び嘉山淳平監査委員が退任し、後任として同年5月14日付けで加藤眞道監査委員及び石山満監査委員が就任し、監査を実施した。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 本件漁港の漁港施設に係る法令の規定

ア 本件漁港の漁港管理者に係る法令の規定

本件漁港については、漁港漁場整備法（以下「漁港法」という。）第25条第2項の規定により、市が漁港管理者とされている。漁港管理者は、漁港法第26条及び第34条の規定により、管理する漁港施設の維持管理等に関し必要な事項を規定した漁港管理規程を定めるものとされており、市においては横須賀市漁港管理条例（以下「漁港条例」という。）を制定している。

イ 本件漁港の漁港施設の保全等に係る法令の規定

漁港条例第4条第2項では、市の管理する漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示に従い、これを原状に復し、又は滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならないと規定している。

漁港条例第8条第1項では、市の管理する漁港施設を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならないと規定している。

漁港条例第15条第1項では、市長は、漁港条例第8条第1項の規定に違反した者に対し、その許可若しくは承認を取消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な措置をすること若しくは原状の回復を命ずることができることと規定している。

(2) 本件各請求に係る事実経過の概要

令和2年6月4日に、地元住民から所管部局に対して、芦名5号防波堤消波ブロックが芦名3号防波堤及び芦名4号防波堤の後背部に移設されている旨の通報があり、所管部局職員が現地調査したところ、A漁協が実施している漁礁兼消波堤設置工事との関連で無断移設されていることを確認した。

同年6月5日に、所管部局は、A漁協に対して上記消波ブロックの移設に関する事情聴取を行う旨を通知した。

同年6月11日に、所管部局は、A漁協に対して事情聴取を実施した。その上で、A漁協が無断移設した芦名5号防波堤消波ブロックについては原状回復する必要がある旨を口頭で伝えた。

同年7月21日に、所管部局は、芦名5号防波堤消波ブロックに加え、芦名4号護岸消波ブロックについても無断移設されていることを確認したため、同年7月28日に、市長名でA漁協に対して漁港条例第4条第2項に基づいて芦名5号防波堤消波ブロック及び芦名4号護岸消波ブロックの原状回復並びに顛末書及び工程表の提出等（同年8月5日を提出期限とする。）について指示書により通知した。

同年8月5日に、A漁協から、顛末書及び工程表が所管部局に提出された。

同年9月1日に、所管部局は、市長名でA漁協に対して漁港条例第4条第2項に基づいて芦名5号防波堤消波ブロック及び芦名4号護岸消波ブロックの原状回復並びに施工計画書の提出等（同年9月15日を提出期限とする。）について指示書により通知した。また、この指示書において原状回復は芦名4号護岸消波ブロックを優先すること、工事に遅延が生じる場合には修正後の工程表及び遅延理由書を提出することを追加指示した。

同年9月16日に、A漁協から、施工計画書（令和3年1月15日を工事完了予定とする。）が所管部局に提出された。

同年9月24日に、所管部局は、芦名5号防波堤周辺にB社が無許可で鋼管杭の打設を行ったことを確認したため、同年9月30日に市長名でB社に対して漁港条例第4条第2項に基づいて当該工事の中止、原状回復、工程表及び工事計画書の提出等（同年10月9日を提出期限とする。）について指示書により通知した。

同年10月22日に、所管部局は、芦名4号護岸消波ブロックの原状回復が未了であることを確認したため、同年10月23日に、市長名でA漁協に対して原状回復、修正後の工程表及び遅延理由書の提出について指示書により通知した。同日に、所管部局は、市長名で上記芦名5号防波堤周辺の鋼管杭打設工事を請け負った事業者（以下「D社」という。）に対して、漁港条例第4条第2項に基づいて当該工事の中止及び原状回復について指示書により通知した。

同年12月4日に、所管部局は、芦名4号護岸消波ブロックの原状回復

が完了していることを確認した。

同年12月8日に、A漁協から、芦名4号護岸消波ブロックの原状回復が完了した旨の報告書が所管部局に提出された。

同年12月23日に、所管部局は、芦名5号防波堤周辺にB社が鋼管杭の打設を行った箇所に無許可で浮棧橋が設置されていることを確認した。

この時期に（日付は特定できず）、所管部局は、芦名4号防波堤消波ブロックが芦名4号防波堤と漁礁兼消波堤を接続した箇所に無断移設されていることを確認し、令和3年1月15日には令和2年9月16日に提出された上記施工計画書による芦名5号防波堤消波ブロックの原状回復が未了であることを確認したため、令和3年1月19日に、市長名でA漁協に対して、漁港条例第8条第1項に基づいて芦名5号防波堤消波ブロック及び芦名4号防波堤消波ブロックの原状回復、修正後の工程表及び遅延理由書の提出（同年1月29日を提出期限とする。）について指示書により通知した。また、芦名5号防波堤周辺の鋼管杭及び浮棧橋の撤去が未了であることを確認したため、同日に、市長名でB社に対して原状回復、工程表及び工事計画書の提出（同年1月29日を提出期限とする。）について指示書により通知するとともに、D社に対して鋼管杭の撤去等について指示書により通知した。

同年2月8日に、A漁協、B社及びD社から、遅延理由書が所管部局に提出された。

同年3月19日に、所管部局は、市長名でA漁協に対して漁港条例第4条第2項に基づいて芦名5号防波堤消波ブロック及び芦名4号防波堤消波ブロックの原状回復の指示、漁港条例第8条第1項に基づいて原状回復の勧告、修正後の工程表及び遅延理由書の提出（同年3月31日を提出期限とする。）について「指示及び勧告書」により通知した。

同年3月22日に、A漁協から、遅延理由書が所管部局に提出された。同日に、B社から、芦名5号防波堤周辺の鋼管杭及び浮棧橋の原状回復に係る工程表が提出された。

同年4月15日に、所管部局は、芦名5号防波堤周辺の浮棧橋の一部が撤去されていることを確認した。

同年5月21日に、所管部局職員及び監査委員事務局職員により現地調査を行ったところ、芦名4号護岸消波ブロックの原状回復が完了しており、芦名5号防波堤消波ブロック及び芦名4号防波堤消波ブロックの原

状回復と芦名5号防波堤周辺の鋼管杭及び浮棧橋の残部の撤去が完了していなかった。

2 監査対象部からの請求人の主張に関連した説明

(1) 請求書における1(1)に係る請求人の主張に対する見解について

市管理の消波ブロックについて、A漁協が行った無断移設を令和2年6月4日に確認し、同月11日にA漁協から事情聴取を行い、原状回復するよう口頭にて、指示しました。同年7月28日付け文書にて、漁港条例第4条第2項に基づき、A漁協には原状回復を指示し、顛末書、原状回復にかかる工程表の提出を求めました。

その後、令和2年8月5日にA漁協より顛末書と工程表の提出があり、同年9月1日付け文書にて、A漁協からの提出資料を基に、追加で指示書を送付しました。その中で、荒天時、背後にある漁業施設に被害が発生する可能性があるため、「芦名4号護岸消波ブロックの原状回復を優先して実施すること」及び「工程表等の再提出」を指示しました。

同年9月16日にA漁協より、原状回復の施工計画書が出されました。

同年10月22日の時点で未着工だったため、速やかに実施するよう同年10月23日付け文書にて指示書を送付しました。

同年12月4日に、原状回復が完了したことを現地確認しました。同年12月8日、芦名4号護岸消波ブロックの原状回復が完了した旨の報告書が、A漁協より提出されました。

一方、芦名5号防波堤について、原状回復の着手について注視をしていましたが、未着手状態が続き、防波堤周辺に無許可で鋼管杭の打設があったため、同年9月30日付け文書で、当該行為者であるB社に、鋼管杭の打設工事の中止と杭の撤去と原状回復の指示、同年10月23日付け文書で、A漁協には速やかな原状回復の指示、鋼管杭の打設工事を請け負ったD社には、鋼管杭の撤去と原状回復について指示を行いました。

その後、芦名4号防波堤消波ブロックの一部が無断移設されていることを認知し、令和3年1月15日の段階で、原状回復に関する工事が未着工だったため、同年1月19日付け文書で、上記3者あてに、文書にて芦名5号防波堤消波ブロック及び芦名4号防波堤消波ブロックの原状回復等の指示を出しました。

同年2月8日に、上記3者より、原状回復を実施するにあたり、請け

負う業者が見つからないため、原状回復するのに時間的猶予をもらいたい旨の文書を受領しましたが、本市としては、早急な原状回復を実施すべきとの判断のもと、同年3月19日にA漁協へ指示及び勧告書を発出し、より強く芦名5号防波堤消波ブロック及び芦名4号防波堤消波ブロックの原状回復等を実施するよう求めました。

同年3月22日にA漁協より原状回復の実施について遅延理由書の提出があり、同じ日にB社から、鋼管杭を含めた浮棧橋についての撤去について工程表が提出されました。

消波ブロックの原状回復については、鋼管杭及び浮棧橋の撤去が終わり次第、実施すべきと市は判断し、芦名5号防波堤周辺の浮棧橋の撤去を提出された工程表どおりに実施されているか、注視しています。令和3年4月15日現在、提出された工程表どおり、浮棧橋の一部撤去がされていることを確認いたしました。併せて、A漁協に対して、消波ブロックの原状回復についての工程表の提出を求めています。

以上の状況から、芦名4号護岸消波ブロックについては、原状回復がなされたため、市の損害はないものと考えます。また、芦名5号防波堤消波ブロックと芦名4号防波堤消波ブロックについては、市が管理する漁港区域内に移設されていることは確認が取れており、また、浮棧橋の撤去を実施していることから、強制的な手段をとらなくても、原状回復は進むと考えますが、今後も工程表どおり原状回復がなされるかどうか確認を続けていきたいと考えています。

(2) 請求書における1(2)に係る請求人の主張に対する見解について

岩礁破碎許可について、適正に行われているかについては、同行為について許可をした神奈川県が判断することになります。

なお、当該岩礁破碎許可に係る海底は、市の所有権の対象となるものではありません。

(3) 請求書における1(3)及び(4)に係る請求人の主張に対する見解について

市は、これらの行為について、A漁協に対し、令和2年6月から現在まで口頭による指導のほか、漁港条例第4条、第8条及び関連法令に基づく文書により原状回復するよう指示、勧告を行い、今後も同条例及び関連法令に基づき、指示、勧告などの行政指導等を続けていきます。

また、同条例及び関係法令である漁港法の趣旨として、「原因者が原

状回復をするもの」とされており、その費用については、「原因者が負担する」とされているため、また、原状回復に向けて、当該原因者も行動を起こしているため、A漁協へ損害賠償の請求を行う段階ではないと考えています。

今後も原状回復がなされるまで、注視していきたいと考えています。

3 監査委員の判断

(1) 監査の対象範囲の判断基準

住民監査請求は、地方自治法第242条第1項の規定により、地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該地方公共団体の職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、当該地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

そして、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる「財産」とは、地方自治法第237条第1項に規定する公有財産、物品及び債権並びに基金である。このうち、公有財産とは、地方自治法第238条第1項において地方公共団体の所有に属する財産のうち同条同項各号に掲げるもの（不動産、船舶等の動産、不動産及び動産の従物、地上権等、特許権等とこれらに準ずる権利など）をいうと規定している。なお、河川管理権、港湾管理権という公物管理権は、その性質をいかに捉えるかを問わず地方自治法第238条第1項第4号にいう権利に該当せず、地方自治法第242条の監査の対象外に属する（東京高裁昭和52年9月5日判決）とされている。

以上の考え方をもとに本件各請求をみると、市の公物管理権に属する事項に係る主張及び神奈川県海面漁業調整規則に基づく岩礁破碎の許可に関する神奈川県の事務に係る主張については、市の財務会計上の行為を対象とするものではないため、監査の対象とはならない。

したがって、本件各請求については、市の公有財産の管理を怠る事実があるか、また、A漁協に対し訴えの提起をし強制的に原状回復させること又は損害賠償させることを怠っているかどうかについて判断する。

(2) 第1請求について

第1請求については、本件消波ブロックが市の公有財産かどうか、市

の公有財産である場合その管理を怠る事実があるか、また、A漁協に対し訴えの提起をし強制的に原状回復させること又は損害賠償させることを怠っているかどうかについて「3 (1) 監査の対象範囲の判断基準」を考慮の上検討する。

本件消波ブロックが市の公有財産かどうかをみると、地方自治法第238条第1項において、公有財産とは地方公共団体の所有に属する財産のうち同条同項各号に掲げるもの（不動産、船舶等の動産、不動産及び動産の従物等）をいうと規定されており、本件消波ブロックは不動産の従物にあるとされている。また、本件消波ブロックの主物である芦名5号防波堤、芦名4号護岸及び芦名4号防波堤は漁港法第3条第1号イに規定する市が設置した漁港施設であり、公有財産台帳及び漁港台帳にもその記載が確認できる。これらのことから、本件消波ブロックは住民監査請求の対象である市の公有財産であるといえる。

一方、その管理を怠っているかどうかをみると、所管部局の説明及び関係書類等の調査によれば、令和2年6月4日に本件消波ブロックのうち芦名5号防波堤消波ブロックが無断移設されていることを確認し、同年6月11日にA漁協に対して事情聴取を行い、原状回復が必要な旨を伝えた。同年7月21日には芦名5号防波堤消波ブロックに加え芦名4号護岸消波ブロックも無断移設されていることを確認したため、同年7月28日にA漁協に対して漁港条例第4条第2項に基づいて芦名5号防波堤消波ブロック及び芦名4号護岸消波ブロックを原状回復するよう指示書により通知した。同年9月1日にはA漁協に対して漁港条例第4条第2項に基づいて芦名5号防波堤消波ブロック及び芦名4号護岸消波ブロックの原状回復は、荒天時に背後にある漁業施設に被害が発生する可能性があるため芦名4号護岸消波ブロックの原状回復を優先するよう指示書により通知した。同年10月22日には芦名4号護岸消波ブロックの原状回復が未了であることを確認したため、同年10月23日にA漁協に対して芦名4号護岸消波ブロックを原状回復するよう指示書により通知し、同年12月4日に芦名4号護岸消波ブロックの原状回復が完了していることを確認した。その後、芦名4号防波堤消波ブロックが無断移設されていることを確認し、令和3年1月19日にはA漁協に対して漁港条例第4条第2項に基づいて芦名5号防波堤消波ブロック及び芦名4号防波堤消波ブロックを原状回復するよう指示書により通知し、同年3月19日には漁港条

例第4条第2項及び第8条第1項に基づいて芦名5号防波堤消波ブロック及び芦名4号防波堤消波ブロックを原状回復するよう「指示及び勧告書」により通知した。

また、所管部局は、B社により芦名5号防波堤周辺において原状回復に向けて浮棧橋の一部が撤去されていることを同年4月15日に確認したことから、芦名5号防波堤周辺の鋼管杭及び浮棧橋の撤去が完了次第、A漁協による芦名5号防波堤消波ブロックの原状回復を行うべきであると判断し、A漁協に対して工程表の提出を求めていくとしている。

本件請求後の同年5月21日に、所管部局職員及び監査委員事務局職員により現地調査を行ったところ、芦名4号護岸消波ブロックの原状回復が完了しており、芦名5号防波堤消波ブロック及び芦名4号防波堤消波ブロックの原状回復と芦名5号防波堤周辺の鋼管杭及び浮棧橋の残部の撤去が完了していないことを確認した。

これらの事実を前提に公有財産の管理に関する考え方である財産の管理を怠る事実とは「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず、何らの是正措置を講じない場合等」（行政実例）（昭和38年12月19日自治省行政課長通知）とされていることを参考にすると、本件消波ブロックのうち、所管部局がA漁協に対して原状回復を優先して実施するよう指示した芦名4号護岸消波ブロックについては原状回復が完了しており、芦名5号防波堤消波ブロック及び芦名4号防波堤消波ブロックについては未了であるものの、所管部局としては、原状回復に向けた事務手続を進めていることから、本件消波ブロックに係る請求について、市の公有財産の管理を怠る事実があったとまでは認められず、A漁協に対し訴えの提起をし、強制的に原状回復させること又は損害賠償させることを怠っているとは認められなかった。このため、第1請求に係る請求人の主張には理由がないものと認めこれを棄却する。

なお、市の公有財産である本件消波ブロックのうち、芦名4号護岸消波ブロックの原状回復は完了しているが、これまで芦名5号防波堤消波ブロックについては4回、芦名4号防波堤消波ブロックについては2回にわたり指示書等により原状回復するよう通知しているものの、現時点においても未了の状況が続いている。このため、市は行為者に対し本件消波ブロックの早期の原状回復に向けて、漁港条例等に基づき更なる適切な措置に取り組まれない。

(3) 第2請求について

第2請求における請求人の主張のうち、「3 (1) 監査の対象範囲の判断基準」において記載したとおり、神奈川県海面漁業調整規則に基づく岩礁破碎の許可に関する神奈川県の事務に属すること及びそのことを起因とする事項、また、芦名5号防波堤周縁の海底は地方自治法第238条第1項に規定する市の所有に属する財産ではなく市の公有財産台帳にも記載されておらず市の公有財産ではないので、芦名5号防波堤周縁の海底に係る事項については、市の財務会計上の行為を対象とするものではないため、監査の対象とはならない。

したがって、第2請求における監査の対象は芦名5号防波堤周縁の消波ブロックについて、市の公有財産かどうか、市の公有財産である場合その管理を怠る事実があるか、また、A漁協に対し損害賠償させることを怠っているかどうかについてである。しかし、この消波ブロックのことについては、第1請求に含まれているものであるため、これに係る監査委員の判断については、「3 (2) 第1請求について」において記載したとおりである。